

新型コロナウイルスの影響で困っている事業主向けの支援策(2020年6月12日版 作成:LTRコンサルティングパートナーズ)

項目	対象者	支援策	内容	受付期間	受付窓口	
給付 (もらえる)	資金繰り	売上が半減した (前年比50%以上減)	持続化給付金	昨年1年間の総売上ー(前年同月比▲50%の売上×12ヶ月) 個人事業主100万円(上限) 中小法人200万円(上限) 経済産業省のホームページに申請方法などの詳細あり https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html	2020/5/1~	経済産業省 0570-783183
	休業補償	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請(令和2年4月10日付け)に協力し、休業又は営業時間を短縮した	神奈川県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	○休業要請対象の施設の事業者(食事提供施設を除く)が休業した場合 県内の事業所全てが自己所有 10万円 県内の事業所のうち、賃借している事業所が1か所 20万円 県内の事業所のうち、賃借している事業所が2か所以上 30万円 ○夜間営業時間の短縮要請対象の施設の事業者(食事提供施設) 夜間営業時間の短縮をした場合 (夜間営業時間を短縮する代わりに休業した場合及び酒類提供時間を短縮した場合を含む) 10万円	2020/4/24~6/1	神奈川県産業労働局 中小企業部中小企業支援課 のHPに申請書を掲載中 神奈川県新型コロナウイルス 感染症専用ダイヤル 045-285-0536
		従業員を会社の都合で休業させた	雇用調整助成金 (コロナ特例)	受給金額 1人1日8,330円を上限 助成率:中小企業4/5 大企業2/3 (解雇を伴わない場合 中小企業9/10 大企業3/4) 対象休業期間:2020年4月1日から6月30日までの場合にさせた休業 新卒社員など継続雇用期間が6か月未満の労働者も対象 雇用保険に加入していない労働者(労働時間が週20時間未満のパート等)の休業も対象	2020/4/1~6/30	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
		2020年5月1日拡充版 雇用調整助成金 (コロナ特例)	① 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。 休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に100%とします。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること ・以下のいずれかに該当する手当を支払っていること ①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること ②上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること(支払率が60%以上の場合に限り) ※教育訓練を行なった場合も同様 ② ①に該当しない場合であっても、中小企業が休業手当を支給する際、支払率が60%を超える部分の助成率を特例的に100%とします。 中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に100%とします。 ※教育訓練を行なった場合も同様 ※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限です。 ※2020年4月8日以降の休業等に遊及(4月8日以降の期間を含む支給単位期間)に適用)			
		学校等の休学により子供のいる従業員に有給休暇を取得させた	小学校休業等対応助成金 (従業員を休ませた事業主向け)	2020年2月27日~6月30日の期間に小学校等の臨時休業により、従業員を有給で休ませた場合 休暇中に払った賃金相当額×10/10(日額上限8,330円→15,000円に変更予定)	2020/4/15~9/30	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 ※受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)
		フリーランスで働いているが、学校等の休学により子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった	小学校休業等対応支援金 (フリーランスの個人向け)	2020年2月27日~6月30日の期間に小学校等の臨時休業により契約した仕事ができなくなった場合 1日4,100円(定額)→7,500円(定額)変更予定	2020/3/18~9/30	
借りられる	民間金融機関からの融資	セーフティネット保証	前年同月費20%以上売上減少【4号】 借入債務の100%保証 前年同月費5%以上売上減少【5号】 借入債務の80%保証	2020/3/2~	最寄りの信用保証協会	
		売上減少により融資	保証料・利子減免	融資上限:3,000万円 担保:無担保 金利補給期間:当初3年 個人事業主:売上▲5%以上 保証料ゼロ+金利ゼロ 小・中規模事業者(個人事業主除く) 売上▲5%以上 保証料1/2 売上▲15%以上 保証料ゼロ+金利ゼロ	令和2年度補正予算成立後から受付開始中	中小企業金融・給付金窓口 0570-783-183
	政府系金融機関からの融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付等	前年同月等売上▲5%以上 当初3年間 基準金利▲0.9% 貸付期間:設備20年以内 運転15年以内 据置期間:5年以内	2020/3/19~	日本政策金融公庫 0120-154-505	
		売上減少により融資	特別利子補給	①個人事業主: 要件なし ②小規模事業者(法人事業者): 売上▲15%以上減少 ③中小企業者(上記①②除く): 売上▲20%以上減少 【利子補給】当初3年間 【補給対象上限】(日本公庫等) 中小事業1億円、国民事業3,000万円 (商工中金) 1億円	令和2年度補正予算成立後から受付開始中	中小企業 金融・給付金窓口 0570-783183
借りたらもらえる	横浜市	売上減少により融資	「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」を利用した小規模事業者支援事業 横浜市内に事業所を置き、横浜市から50万円以上500万円以下の融資を受ける「小規模事業者支援事業」に対し一律10万円を交付	2020/5/25~2021/3/5 ※2,600件程度を予定。 上限に達した場合は、申請期間締切前に終了	小規模事業者支援 時並コールセンター (公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部地域密着型支援担当) 045-225-3725 受付時間9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)	

新型コロナウイルスの影響で困っている事業主向けの支援策(2020年6月12日版 作成:LTRコンサルティングパートナーズ)

項目	対象者	支援策	内容	受付期間	受付窓口		
その他	設備投資	テレワークに利用できる業務効率化ツールを導入	IT導入補助金	中小企業・小規模事業者等 補助額30～450万円 補助率1/2(特別枠2/3)	2020/3/9～	サービスデザイン推進協議会	
		非対面ビジネスをはじめたい ・テイクアウトやネット通販・デリバリーサービスの月会費、登録料、容器代等	神奈川県事業者支援制度	補助上限100万円 補助率:3/4以内	受付中 2020年4月7日以降に取り込んだ事業で既に支出済のものも対象 ※一部例外あり	神奈川県中企業支援課 045-210-5553	
		ITによる業務効率化したい ・WEB会議システムの導入、財務会計や勤怠管理、顧客管理などソフトの購入経費		補助上限100万円 補助率:3/4以内			
		業務効率化のための設備を導入したい 個包装のラッピング設備、搬送用ロボットの導入		補助上限200万円 補助率:3/4以内			
		業態変更 売上が減少しているため業態を変更したい		補助上限5000万円 下限500万円 補助率:3/4以内			
		事業承継 コロナをきっかけにM&Aを行った際に元々働いていた従業員を継続雇用する場合の人員費を補助してほしい		補助上限100万円 補助率:3/4以内			
		感染症予防 ・商店街団体などが感染症防止策や販売促進を行う際の経費を補助してほしい ・商店街に消毒液の噴射スポット設置、デリバリーのPR用WEBサイトやチラシ作成		補助上限300万円 補助率:1/2以内			神奈川県商業流通課 045-210-5612
		工場化 工場内にローカル無線通信ネットワークを設置したい		補助上限200万円 補助率:3/4以内 ※スマート工場の導入・運用に係る専門家による助言あり			神奈川県産業振興課 045-210-5646
	毒マスクの製造 県内に本社希望を有する施設または工場が県民のためにマスクやアルコール消毒液などの生産設備を導入する際に補助してほしい	補助上限2億万円(生産規模の要件を満たす場合) 補助率:10/10					
	商品開発・技術開発 県内に事務所をもち「令和2年新型コロナウイルス感染症」を事由にセーフティネット保証4号の認定を受けている中小企業が商品・技術開発を行う際に、新商品の耐久テストなどの依頼試験料が減免される	減免率50%					
	スタートアップ企業への助成 平成31年3月2日～令和2年4月28日までの間に創業し、本社等が横浜市内にあり、継続的に事業を行う意思のあるITやライフサイエンス分野などの法人格を有するスタートアップ企業	横浜市スタートアップ企業支援一時金	一律 10万円 給付	2020/5/25～2020/6/30 *先着順で200件に達した時点で締め切る	横浜市スタートアップ企業支援一時金事務局 045-228-9404		
	活商店街支援等 2020年4月1日時点において活動している「商店会」や「商店会に準ずる組織」を対象に下記の活動へ一時金を交付 ・衛生用品の購入やテイクアウト・宅配事業、商品券発行・施設整備などの事業資金 ・新型コロナウイルス感染症対策のための事業資金 ・加盟店舗が新型コロナウイルス感染症に対応し、事業継続するための給付資金	横浜市新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業	商店会加盟店舗の総数×10万円 給付	2020/6/30申請書必着による申込	横浜市経済局商業振興課 045-671-3488		
	税金・保険料等の猶予	売上減少により納税が厳しい	納税の猶予の特例	R2. 2月以降の売上▲20%以上減小のすべての事業者	2020/2/1～2021/1/31までに納期が到来する所得税・法人税・消費税等ほぼすべての税目	国税庁ホームページ他	
			1年間の納税の猶予 担保不要 延滞税は免除				
社会保険料の猶予			社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料・介護保険料)	猶予に該当する事実発生後速やかに申請	事業所を管轄する年金事務所		
労働保険料の猶予			労働保険料(労災保険料・雇用保険料) ※毎年7月10日までに申告・納付が必要	猶予に該当する事実発生後、猶予を受けようとする期間より前に申請	都道府県労働局または管轄の労働基準監督署		
固定資産税等の軽減	中小企業・小規模事業者等の保有する設備や建物等の固定資産税等	2020/2月～10月までの任意の3か月間の収入が対前年比	2021年度の固定資産税等	中小企業庁 事業環境部 03-3501-5803			
	▲30%～▲50%未満の減少 1/2を免除						
	▲50%以上の減少 全額免除						

新型コロナウイルスの影響で困っている事業主向けの支援策(2020年6月12日版 作成:LTRコンサルティングパートナーズ)

項目	対象者	支援策	内容	受付期間	受付窓口
その他	新規ビジネス デリバリーサービス利用やテイクアウト用窓口設置等非対面型ビジネスモデル構築 非対面ビジネスをはじめたい	神奈川県中小企業・小規模企業 再起促進事業費補助金	補助上限100万円 補助率:3/4以内	補助事業の実施期間や対象事業により、いずれかの補助金を申請いただけます。 <緊急支援型>	神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金班 電話:070-1187-0382 070-1187-1304 070-1187-0464 070-1187-0549 070-1187-0564 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibohojyo_koubo2.html#1-2
	感染症予防 つい立、ビニールカーテンの取り付け、フェイスシールド等による感染症拡大防止対策など 感染症拡大を防止する消耗品等を購入したい		補助上限100万円 補助率:3/4以内	(1)公募期間 令和2年5月22日(金曜日)から令和2年6月15日(月曜日)まで (2)事業実施期間 令和2年4月7日(火曜日)から令和2年5月31日(日曜日)まで	
	ITサービス導入 業務効率の向上に資するITサービスを導入したい WEB会議システム、会計ソフトの導入 など 業務効率の向上に資するITサービスを導入したい		補助上限100万円 補助率:3/4以内	(3)対象事業 次の補助対象事業等に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業 <再起支援型>	
	生産設備等導入 既存設備の効率化や生産能力の向上に資する機械設備(その設備を稼働させる上で必要不可欠な設備を含む)を導入したい 個包装のラッピングの設備、搬送用ロボットの導入 など 既存設備の効率化や生産能力の向上に資する機械設備(その設備を稼働させる上で必要不可欠な設備を含む)を導入したい		補助上限200万円 補助率:3/4以内	(1)公募期間 令和2年5月22日(金曜日)から令和2年6月30日(火曜日)まで (2)事業実施期間 令和2年4月7日(火曜日)から令和3年1月15日(金曜日)まで	
	ビジネスモデル転換 新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式を導入したい 自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入など 新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式を導入したい		5,000万円 ※補助対象経費500万円以上の投資が必要	(3)対象事業 次の補助対象事業等に掲げる(1)、(2)、(3)及び(4)の事業 ※ <緊急支援型>と<再起支援型>の重複申請はできません。	